

延岡市立緑ヶ丘小学校いじめ防止基本方針

令和7年4月
延岡市立緑ヶ丘小学校

I いじめの防止等の基本的な方向に関する事項

I いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

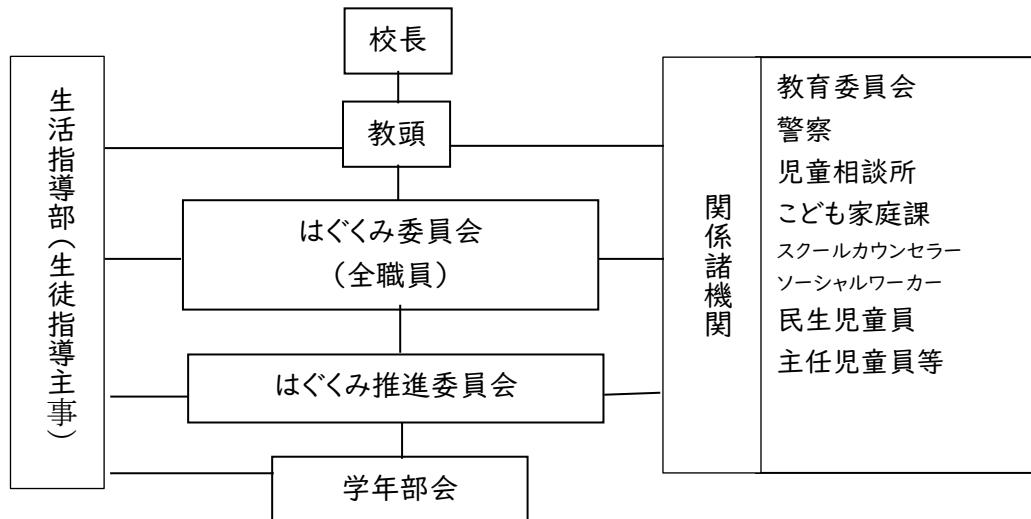
（いじめ防止対策推進法第2条）

*いじめの認知は、いじめられた児童の立場に立って判断するものとする。

2 基本理念

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」の策定は、緑ヶ丘小学校の教職員の意見、及び児童、保護者の意見を広く取り入れて決定するものとする。
- (2) いじめは、どの児童にもどの学級にも起こり得ることを基本的な考え方として、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取組む。
- (3) いじめは、いじめられている本人自身が否定したり、大人の目を隠れて行われたりすることが多いことを踏まえ、学校、地域、家庭が連携していじめのサインを見逃さないようにする。
- (4) いじめ防止に関する方策については、児童や保護者に取組みの内容や成果についての意見を聴取し、改善を図る。

3 いじめ防止等の対策のための組織・役割



(1) はぐくみ委員会の設置

いじめの防止を実効的に行うため、全職員による「はぐくみ委員会」を設置する。毎月、全職員で定例会を行う。また、必要に応じて、臨時に開催する。

- ア 全校で支える児童に関する情報交換・共通理解
- イ いじめ防止基本方針の検討・修正
- ウ いじめ等生徒指導研修の実施
- エ いじめ問題発生時の対策立案、追跡調査

必要に応じて、関係諸機関と連携する。

(2) はぐくみ推進委員会

必要に応じて会合（奇数月）を開き、児童の状況に関する情報交換を行う。また、いじめ発生時においては、中心となって対応を検討し、実行していく。校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、当該学級担任、特別支援教育コーディネーターで構成する。
必要に応じて、関係諸機関と連携する。

(3) 学年部会

毎週火曜日の時間割作成時において、児童の情報交換を行う。気になる事案があれば、生徒指導主事に報告し記録を蓄積していく。生徒指導主事は、情報を整理・集約して、校長、教頭に報告する。

II いじめ防止対策の具体的な内容

I 発達支持的生徒指導、課題予防的生徒指導についての対策

(1) いじめの早期発見

- ① 相談しやすい環境づくり
 - 本校のいじめ防止基本方針の内容や誰にでもいつでも相談してよいことを、年度初めに行う「ぽかぽかこころ集会」やPTA総会等で児童と保護者に周知する。
- ② チェックリスト、教職員自己評価の活用
 - 教職員や保護者に周知し、チェックリストをもとに気になる児童についての情報交換を行う。
 - ・「いじめ早期発見チェックリスト（教職員用）」は心のアンケートに合わせて実施する。アンケート結果といっしょに提出し、はぐくみ委員会で情報共有を行う。【資料1】
 - ・「いじめのサイン発見チェックリスト（家庭用）」は各家庭に配布し、日常的なチェックを呼び掛ける。必要に応じて提出を求める場合もある。【資料2】
 - 教職員の自己評価表を使った対応の見直し
 - ・「緑ヶ丘小教職員 いじめ対応自己評価」は日常的に意識し、いじめ対応に関する職員の自己評価と改善を図る。また、学期末に各自が評価して提出し、学校運営協議会や保護者の学校評価も含めた学校全体取組の評価を行い改善につなげる。【資料3】
- ③ 心のアンケートの充実
 - 毎月実施している心のアンケートは、自分の事はなかなか書けない児童もいると思われる。

- 「友だちのこと気になることはありませんか」という項目があるので、その項目に本人以外が書くことで情報をつかめるように、その項目の大切さを児童に周知して活用できるようにする。
- 「心のアンケート」実施後、担任が聞き取りをするが、教育相談の時間が設定していない月は、担任1人の聞き取りだと対応が遅れてしまいがちである。そこで、担任以外の専科教員、養護教諭、管理職が聞き取りに加わることで迅速な対応ができるようにする。
- ④ 職員の情報交換の場の設定
- 毎週火曜日の学年部会を児童に関する情報交換の場とし、チェックリストなども活用しながら気になる児童の情報交換をして、いじめの早期発見に繋げる。
 - 「はぐくみ委員会」毎月設定し、教職員の情報共有を図り、共通実践ができるようにする。

(2) いじめの未然防止

- ① 教師の行動変容
 - 児童が安心して生活することができる環境づくりをする。教師は寛容と共感の姿勢をもって児童の話を聞く。職員の意識が高まるように、長期休業中等に生徒指導や人権教育、学級経営の在り方に関する職員研修を実施する。また、外部の研修にも積極的に参加し、学んだことを他の職員と共有できるようにする。
 - 「ユニバーサルデザインの視点を取り入れた「わかる!」「できる!」学校全体で取り組む授業の土台作りハンドブック」を活用して、どの子も活躍できる授業づくり、学級づくりを進めていく
- ② 人権教育の充実
 - 児童一人一人が「多様性を認め、人権侵害をしない人」に育つために、授業や日常指導において、人権を尊重した教育活動を行う。学校が気持ちよく過ごせる場になるようにする。
 - 「いのちの教育週間」において、外部講師を招き、学年の実態に応じた人権に関する講話を実施することで、子どもたちの人権意識を高めていく。
 - 人権週間において人権意識を高めていく取組を実施する。
 - 外部講師を招いて、インターネット利用について学習し、情報モラル教育をしていくことで、ネットいじめの予防につなげる。
 - いじめ、性教育を含めた人権教育が教科、道徳、特別活動で計画的に実施できるように、年間計画の見直しを行う。
- ③ 児童主体の取組
 - 学級活動において、計画的に人権について考える学習に取り組むとともに、話し合い活動でいじめ等に関する議題を取り上げ、いじめを自分たちの問題として捉え、課題解決の方法を考えて実行できるようにしていく。
 - 代表委員会でいじめ等に関する議題を取り上げ、全校で意識できるようにしていく。
- ④ 保護者、地域との連携
 - 12月の参観日に、人権教育に関する授業や学級懇談を取り入れ、保護者や地域の方々と一緒に考える場を設定する。
 - コスモスプロジェクトを継続して行うことで、地域の方が学校に来る機会を増やしていく。お互いが顔の見える関係を築くことで、地域での見守りにつなげていく。
 - 職員と主任児童委員や民生児童委員との意見交換会を実施することで、情報の共有を図り、地

域と連携して子どもたちの見守りができるようにする。

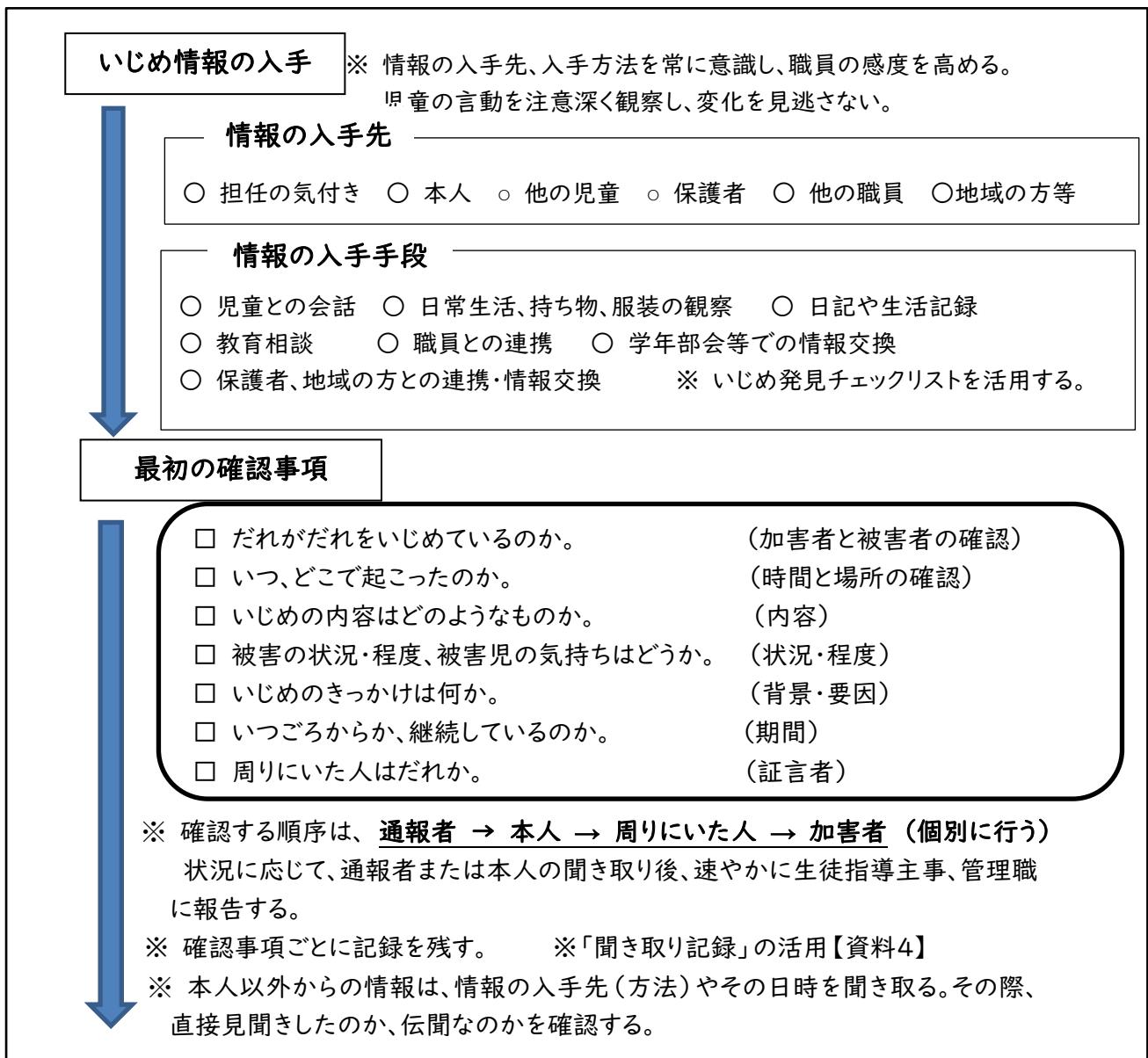
- 学校便りや学級便り、ホームページを通して、学校が取り組むいじめ問題や人権教育に関する情報を持続的に発信し、保護者や地域と連携した取り組みができるようにする。

2 緑ヶ丘小学校 いじめ発生時の基本的な対応

(1) 基本方針

- いじめと認知する可能性がある情報を得た場合は、直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- 直ちに事情を聞き取り(可能な限り複数人で)、生徒指導主事、管理職へ報告する。
- はぐくみ推進委員会を開き、具体的な対応や指導方法等について協議し、全職員への共通理解を図ることで、組織的に迅速・丁寧、且つ継続した対応、指導を行う。
- 保護者と連絡を取り合い、保護者と学校が協力しながら解決に向かうようにする。
- 教育委員会や関係機関との連携を図る。
- いじめをしないだけでなく、よりよい人間関係を築くことを目的として指導・支援をしていく。

(2) 基本的な対応の流れ





情報の共有・組織的対応

- ※ 担任対応で解決しても、速やかに生徒指導主事・管理職へ報告する。
- ※ 認識の共有化、行動の一元化を図る。

担任 → 生徒指導主事

→ 校長・教頭

↓ 同学年部担任

↓ 報告

延岡市教委 ←

【はぐくみ推進委員会】

校長 教頭
生徒指導主事

教務主任 養護教諭

関係学級担任

※必要に応じて関係機関等

→ 【はぐくみ
委員会】

全職員

※毎月実施

はぐくみ推進委員会での協議内容

- 情報の確認 (入手した情報の共通理解)
- 緊急度の確認 (命に関わる可能性の確認)
- 追加調査(聞き取り)の必要性 (調査の方向性と調査方法、担当)
- 具体的な指導・支援の方針検討 (役割分担、支援内容)
- 情報収集、指導の際の留意事項確認
- 保護者対応の確認
- 関係機関との連携確認

※ はぐくみ推進委員会は、初期対応や状況把握後の対応等、解決まで隨時開く。

※ 保護者へは速やかに、分かっている情報と今後の対応を伝える。

※ 協議内容は、はぐくみ委員会または職員会、終礼で全職員に伝える。

正確な実態把握

- 聞き取りは、通報者→被害者→周囲にいた者→加害者の順で行う。
複数人いる場合には、できるだけ同時に聞くことができるよう複数の職員で対応する。
- 必ず記録を残す。
- 聞き取った情報に整合性があるか、複数の職員で確認しながら聞き取りを進める。
- 関係児童の聞き取りだけでは不明な点がある場合は、学級児童全員への聞き取りやアンケート調査等を実施する。

保護者への対応

- 被害児童保護者からの訴えの場合、保護者の不安に寄り添い、丁寧に聞き取った上で、該当児童への確認をいつ行い、いつ保護者に報告するかを伝える。
- いじめの情報から事実が確認できたら、その日のうちに分かっているところまでを被害、加害児童の両保護者に連絡し、状況説明と今後の対応について知らせる。
- 全容がはっきりしなくても、分かっている情報と今後の対応について知らせる。
- 状況に応じて、家庭訪問または保護者に来校いただき、直接保護者と話をする。

(3) いじめ解決に向けた取組、関係回復・再発防止の具体的な対応の仕方

いじめられた児童への対応

- 児童が安心して相談できる場を設定する。必要に応じて担任以外も対応する。
- 職員は味方であり、いじめられた児童を必ず守り、いじめの問題を解決していくという姿勢を明確にし、秘密を守ることを約束し、安心感をもたせる。
- つらさ、くやしさ等を温かく受け止め、本人の意思を確認しながら、今後の対応を一緒に考える。
- 決して一人で悩まず、すぐに大人に相談することの重要性を伝える。
- 良い点を励ますなど、自信回復への積極的支援を行う。
- 自己肯定感を回復できるよう、学級の雰囲気づくりや活躍の場を工夫する。
- スクールカウンセラー等とも連携し、児童の心理的ケアを図る。
- 仲直りや謝罪で問題が解決したとは考えず、その後の行動や心情をきめ細やかに継続して見守る。担任や養護教諭を中心に声掛けを行うとともに、保護者とも連携して見守る。

いじめた児童への対応

- すぐに事情聴取のように聞き取りを始めるのではなく、いじめられた児童、そしてあなたも大切な存在であることを話した上で、人格を尊重しながら聞き取りを進める。
- いじめられた児童の心理的・肉体的な苦痛を十分理解させ、いじめが人として許されない行為であることを知らせる。
- 「被害者にも非がある」という考えは間違いであることを理解させる。
- 何がいじめであるかなど、いじめの定義や内容等についてしっかり理解させる。
- 集団によるいじめが考えられる場合、集団内の力関係等も正しく分析し指導にあたる。
- 家庭や地域での状況、人間関係や生活経験等についても把握するとともに、不満や充足感を味わえない心理等も聞き出し、いじめに至った背景を理解しながら指導していく。
- いじめを解決するだけでなく、いじめた児童の成長を目指して、一緒に今後の目標を設定した上で、継続して十分な注意を払い、励ましをしていく。
- 状況によっては、いじめられた児童が安心できるように、いじめた児童の保護者と相談した上で、在籍教室外への登校や教育委員会へ出席停止制度の活用を相談する。

いじめられた児童の保護者への対応

- いじめを認知した日に、保護者に事実関係を伝える。
- 学校が把握している事実や経緯等を隠さず伝える。
- 保護者の不安な気持ちやつらい気持ちを共感的に受け止め、思いを十分に聞き取る。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について伝える。学校として、子どもを守り通すことを伝える。
- 状況の経過報告を逐次行う。
- 家庭での子どもの変化に注意してもらい、些細なことでも相談してほしいことを伝える。

いじめた児童の保護者への対応

- 責めるのではなく、事実を正確に伝え、いじめられた児童や保護者の気持ちに共感してもらう。
- 学校は、保護者と協力して、いじめを解消していく立場にあるということを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導も依頼する。
- 保護者の考えを十分聞きつつも、「いじめられた側にも非がある」という話には絶対同調しない。どのような事情であれ、いじめる必要はないということを伝える。
- 状況によっては、いじめられた児童の安全を確保するために、いじめた児童の在籍教室以外への登校や出席停止制度の適用もあることを伝える。
- いじめられた児童や保護者の思いを伝え、いじめを解決するために、保護者同士が理解し合えるように促す。
- いじめを生んでしまった児童の背景にも目を向け、いじめた児童の成長を図るために、今後の関わり方等について一緒に考え、具体的な助言を継続して行う。

周りにいた児童への対応

- いじめられた児童の気持ちについて話し、いじめは人の命にかかわることであり、絶対に許されることを指導する。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめであることを理解させる。
- いじめを訴えることや、正しい情報を伝えることは、チクリ(告げ口)ではなく、友達を助ける正しい行為であることを指導する。

いじめが起きた学級への対応

- いじめられた児童の話し合った上で、いじめ問題が起きていることを伝え、解決に向かってみんなができるることを考え、協力し合う大切さを理解させる。
- 不確かな情報やうわさをうのみにせず、自分で考え、確かめる必要性を指導する。安易に友だちに伝えるのではなく、伝え聞いた情報であることを言った上で教職員に相談するよう指導する。教職員は、実際に見聞きしたことか伝聞かを確認しながら、どのような情報でも傾聴するように心がける。
- 担任といじめられた児童、いじめた児童と話し合いながら、学級活動などでいじめ問題を自分たちの問題として考える場を設定し、みんなで問題解決・再発防止に取り組む環境をつくる。

学校全体としての対応

- それぞれの学級で、同様の問題は起きていないかを確認し、対応する。
- 同様の問題が起こらないように、生徒指導主事を中心にいじめ防止基本方針の再確認をして、行動の一元化を図っていく。
- 「緑ヶ丘小教職員 いじめ対応自己評価」を活用し、いじめ防止基本方針が確実に運用されていたか、また、対応が適切であったかを評価する。さらに、学校評価における学校運営協議会や保護者の意見も加味した上で、いじめ防止基本方針の見直しを図る。

※ 以下の対応は、「いじめ発生時の基本的な対応」に沿って、職員の協力体制をとりながら進める。

① ものがなくなった時、加害児が名乗り出なかった場合の対応

(1) 初動の対応

- ① ものがなくなった状況や気持ちを本人から聞き取る。
 - なくなったものは何か いつなくなったと気付いたか
 - あることが確認できたのはいつまでか どこに保管していたか
 - 記名はしてあったか 貸した児童はいないか
 - だれかに相談したり、いっしょに探したりしたか 今、どんな気持ちか
- ② 児童全員に状況を説明し、担任といっしょに探す。
- ③ 見つかった場合でも、状況を分析し、偶発的なものなのか、故意に隠されたものなのかを判断する。
- ④ 故意に隠されたことが考えられる場合、学級全体に対して被害児の気持ちに共感させる話をして、加害児は名乗り出でほしいことを伝える。
- ⑤ 詳細が不明な時点でも被害児保護者に連絡し、状況説明と今後の対応を伝える。

(2) 加害児が名乗り出ない場合

- ① 加害児特定のための方策
 - 何か知っている児童がいれば教えてほしいことを繰り返し児童に働きかける。
 - 情報収集のために学級児童全員にアンケートをとる。(まず事実をつかむために無記名)
 - アンケートに基づいて児童全員、または名前が挙がった児童に聞き取りを行う。複数児童が関わっている場合には、複数職員で同時に聞き取りをする等工夫する。
- ② ①の方策でも加害児が特定できない場合
 - いじめは許せない行為であり、なくしていくには、みんなで取り組むことが大切であることを伝えた上で、学級全体で、被害児の気持ちに寄り添いながら、再発しないためにはどうしたらよいかを考える話し合いを実施し、目標を決めて取り組む。
 - 被害児童、保護者の意向を踏まえ、学級通信や参観日等で事案の説明や学級での取組を話題にし、家庭の協力をもらう。
 - 休み時間等、担任の目が届きにくい時間帯の職員による見守り体制をつくっていく。

② 叩く、悪口を言うなどの行為があった時、子どもに聞き取っても「やっていない」と言う場合の対応

(1) 初動の対応

① 被害にあった時の状況を被害児から聞き取る。

- だれにされたのか いつ、どこでされたのか どんなことをされたのか
- 被害の程度はどうか 何がきっかけか いつ頃からか、継続しているのか
- 周りにいた人、されたのを見ていた人、知っている人はだれか。 だれかに相談したか
- 今、どんな気持ちか

② 周囲にいた児童、知っている児童の聞き取りをし、客観的な事実を把握した上で、加害児童の聞き取りをする。それぞれの整合性を確認しながら、聞き取りを進める。

※ 聞き取る際は、はじめに「嘘をつかない」ことを約束し、責める言い方でなく事実を聞き取る。その他、「いじめ発生時の基本的な対応」の「具体的な対応の仕方」に留意して聞き取り、必ず記録を残す。

③ 詳細が不明でも、被害児保護者にはすぐに連絡し状況を説明する。保護者が知っていた事実や感じていたことも把握した上で、今後の対応を説明する。

(2) 加害児が名乗り出ない場合

① 加害児特定のための方策

- 複数職員で、聞き取り結果の整合性等を分析、確認した上で、再度聞き取りを行う。
- 情報収集のために学級児童全員にアンケートをとる。(まずは事実をつかむために無記名) 場合によっては、他の学年にも調査をする。
- アンケートに基づいて児童全員、または名前が挙がった児童に聞き取りを行う。複数児童が関わっている場合には、複数職員で同時に聞き取りをする等工夫する。
- 加害児童が認めていない場合でも、状況によっては、加害児保護者に事案の内容と聞き取りをしたことを説明し協力をもらう。

② ①の方策でも加害児が特定できない場合

- 学級の中で同様の問題はないかを把握する。
- いじめは許せない行為であり、なくしていくには、みんなで取り組むことが大切であることを伝えた上で、学級全体で、被害児の気持ちにより添いながら、再発しないためにはどうしたらよいかを考える話し合いを実施し、目標を決めて取り組む。
- 休み時間等、担任の目が届きにくい時間帯の職員による見守り体制をつくっていく。
- 被害児に、学校や登下校中等に同様のことがあれば、すぐ職員や保護者に知らせるよう伝える。
- 被害児童、保護者の意向を踏まえ、学級通信や参観日等で事案の説明や学級での取組を話題にし、家庭の協力をもらう。

③ 集団による無視などが続いた場合の対応

(1) 初動の対応

- ① 被害にあった時の状況を被害児から聞き取る。
 - だれにされたのか いつ、どこでされたのか どのような状況だったか
 - 無視の程度はどうか 何がきっかけか
 - いつ頃から始まったのか、継続しているのか
 - 周りにいた人はだれか、その人たちも無視をしたのか、していないのか
 - だれかに相談したか 今、どんな気持ちか
- ② 事実を知っている児童の聞き取りをし、客観的な事実を把握した上で、名前が挙がった加害児童の聞き取りをする。それぞれの整合性を確認しながら、聞き取りを進める。
集団なので、加害児童と思われる児童への聞き取りは、複数職員で同時に使う。
- ※ 聞き取る際は、はじめに「嘘をつかない」ことを約束し、責める言い方でなく事実を聞き取る。その他、「いじめ発生時の基本的な対応」の「具体的な対応の仕方」に留意して聞き取り、必ず記録を残す。
- ③ 詳細が不明でも、被害児保護者にはすぐに連絡し状況を説明する。保護者が知っていた事実や感じていたことも把握した上で、今後の対応を説明する。

(2) 加害児が名乗り出ない場合

① 加害者特定のための方策

- 複数職員で、聞き取り結果の整合性等を分析、確認した上で、再度聞き取りを行う。
- 情報収集のために学級児童全員にアンケートをとる。(まずは事実をつかむために無記名)

場合によっては、他の学年にも調査をする。

- アンケートに基づいて児童全員、または名前が挙がった児童に聞き取りを行う。

② ①の方策でも加害児が特定できない場合

- 学級の中で同様の問題はないかを把握する。
- いじめは許せない行為であり、なくしていくには、みんなで取り組むことが大切であることを伝えた上で、学級全体で、被害児の気持ちに寄り添いながら、再発しないためにはどうしたらよいかを考える話し合いを実施し、目標を決めて取り組む。
- 被害児をサポートできる児童(複数)に協力を依頼する。
- 休み時間等、担任の目が届きにくい時間帯の職員による見守り体制をつくっていく。
- 養護教諭やスクールカウンセラーによる被害児への継続的な心理的サポートをしていく
- 被害児童、保護者の意向を踏まえ、学級通信や参観日等で事案の説明や学級での取組を話題にし、家庭の協力をもらう。

④ ネットいじめへの対応

- ネットいじめの予防
 - ・ 教科等の学習における情報モラル教育の充実を図る。
 - ・ 警察等の関係機関の協力を得て、インターネット関連の防犯教室を実施する。(4~6年生)また、参観日の懇談の話題に取り上げ、保護者への情報提供・見守りを行ってもらう。
- ネットいじめへの対処
 - ・ 被害者からの訴えや友人、保護者等からの情報、警察からの情報提供などにより、ネットいじめの把握に努める。
 - ・ 不当な書きこみを発見した場合は、上記3いじめ発見後の措置(2)に準じて対処する。また、警察やサイト管理者等関係各機関にも協力をお願いすることもある。

⑤ 重大事態への対処

- 重大事態として認知されるいじめ問題が発生した場合には、校長は速やかに市教育委員会に報告する。重大事態とは、例えば次のような事案である。
 - ・ 児童が自殺を企画した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
 - ・ いじめが原因と考えられる欠席が、年間30日程度以上で、状況の改善が図られない場合
- 学校は、重大事案について、関係各機関、保護者等に事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有する。その際、個人情報の保護に配慮しつつ、適切な方法で説明を行う。